

公益性を取扱う仕組みのあり方に係る検討の主な視点（判断主体のあり方）

主な視点	留意点
<p>新たな仕組みの下における公益性の判断主体のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> - 判断主体についての主な考え方 - 判断主体のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益性の判断により生ずる効果として、どのようなものを念頭に、判断主体を考へることとするか。 ・ 仮に、国等の機関が公益性を判断することについて積極的に捉へる方向で検討する場合、いわゆる主務官庁制の縦割りの弊害を避ける必要があると考えられるが、どうか。 現行の主務官庁制による各行政分野を所管する立場から公益性を捉へるのではなく、公益性を各行政分野を超えて統一的に捉へて判断することについてどのように評価するか。 ・ 他方、所管庁が所掌事務について最も多くの情報を持っているとの指摘がある中で、所管庁が最も適切に判断できるのではないかと考へ方についてどう考へるか。 ・ 地方における判断主体をどう考へるか。現行制度においては都道府県が判断主体としての役割を担っているが、法人格の付与と公益性を切り離すこととしている新たな制度の下における地方公共団体の役割について、どのように考へるべきか。なお、公益性の判断が国税に及び得ることも考へしつつ検討すべきではないか。 ・ 公正性・中立性等、判断主体として求められる性格は何か。 ・ 規制緩和の流れの中で、行政機関を判断主体とすることは適当ではないとの考へ方についてどう考へるか。 <p>公益性を取り扱う仕組みを税法以外の法律で規定する場合</p> <p>A - 1（第三者的な行政機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 判断主体を第三者的な行政機関とするのは、独立性・公正性・中立性の確保という観点からはより望ましいと考えられるがどうか。 - この場合は、組織を新設する必要があると考えられるが、具体的にはどのような組織が考へられるか。

主な視点	留意点
	<p>A - 2 (単一の行政機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 判断主体を単一の行政機関とした場合、第三者的な行政機関の場合のように、判断組織自体を新たに設置する必要は無いが、実効的なチェックを行うという観点及び行政部門のスリム化という観点から、その要員等実施体制のあり方を検討する必要があると考えられるがどうか。 - 単一の行政機関を判断主体とする場合であっても、公正中立な不服審査の枠組み等何らかの不利益救済等のための仕組みを設けるという考え方についてどのように評価するか。 <p>公益性を取り扱う仕組みを税法以外に設けない場合</p> <p>B (課税庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 仮に、公益性についての特別の法的取扱いを専ら税法で行うこととする場合は、公益性の判断主体は課税庁とすることが適当と考えられるが、どうか。 - その場合、執行面で問題が生じないかといった視点があるが、最終的には政府税調の場で検討されるべき課題。 <p>国等の機関が公益性を判断しない場合</p> <p>C (民間機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 仮に、国等の機関が公益性を判断することについて消極的に捉える方向で検討する場合、民間機関が公益性の判断主体となるということをどのように評価するか。 - この場合でも、第三者的な民間機関が非営利法人について公益性の観点から評価や格付を行うことは、公益的な活動の促進等に資すると考えられるのではないか。 - 他方、仮に公益性に着目して特別の取扱いを国が行うとすれば、その判断を民間機関に任せることに問題はないか。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断主体の体制 <ul style="list-style-type: none"> - 適正運営の確保を担保し、実効性のあるチェックを行うという観点からは、組織・人員等、一定の体制が必要と考えられる一方で、行政改革の観点からは、スクラップアンドビルドやそのスリム化が要請されるが、両者をどのように調和を図ることが適当か。